

令和 年 月 日

児童名  
保護者様

保育所（園）名 はちの木こども園  
保育所（園）長名 黒田 淑子

主治医様

ご多忙中おそれいりますが、下記証明書は登所（園）可能になりましたら、ご記入のうえ保護者へお渡してください。

〈 き り と り せ ん 〉

### 学校等で予防すべき感染症と出席停止について

お子さんは、病気にかかっているのではないかと思います。もしこれが下記の病気ですと、他の児童に感染するおそれがあります。

保育所（園）は、児童福祉施設で学校ではありませんが、保健管理については学校保健安全法が適応され、学校保健安全法施行規則により出席停止となります。病気が治って登所（園）する場合は、右の医師の証明書をいただいて保育所（園）へ提出してください。

学校保健安全法施行規則

#### 〈 学校において予防すべき感染症 〉

	学校等で予防すべき感染症の種類	登所（園）停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザを言う。）	治癒するまで
第二種	<del>インフルエンザ</del> （特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く）	<del>発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで</del>
	・百日咳	・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・麻疹	・解熱した後3日を経過するまで
	・流行性耳下腺炎	・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・風しん	・発しんが消失するまで
	・水痘	・すべての発しんが痂皮化するまで
	・咽頭結膜熱	・主要症状が消退した後2日を経過するまで
・結核、及び髄膜炎菌性髄膜炎	・症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

\*注 上記の表は基準であって、主治医の証明があれば、この限りではありません。

\*注 感染性胃腸炎(ノロウイルス等)・手足口病・伝染性紅斑(りんご病)及び溶連菌感染症等は対象外ですが、発熱していたり、発熱していなくても下痢や嘔吐があったり、普段の子どもの様子と異なるときは、無理をせず保育所（園）を休ませましょう。登所（園）の判断に迷ったときは、主治医や嘱託医に相談しましょう。

### 証明書

はちの木こども園 園長 様

氏名

(平成 年 月 日生)

病名「

」

上記の者は 月 日より登所（園）停止となっていましたが、他に感染のおそれがなくなりましたので、 月 日から登所（園）してよいと考えます。

《備考》

令和 年 月 日

医師

印

# インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症における療養報告書について

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症における療養報告書は保護者が記入し、登園時には提出が必要です。

## インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症と診断された際の対応・手順

- (1) 受診時、医師に登所(園)可能予定日を確認
- (2) 速やかに保育所等に報告
- (3) 「インフルエンザにおける療養報告書」・「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」に、医師が認めた「発症日」を記録
- (4) 検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録
- (5) 回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」・「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」を持って登所(園)し、保育所等に提出

◎[参考]インフルエンザの出席停止期間の基準(学校保健安全法行規則19条)  
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」(幼児の場合)

◎[参考]新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準  
「発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで」

※ 「発症した後5日」とは、発症した日(発熱等の症状が出た日)を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります。

※ 「発症した後3日」とは、解熱した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて3日を経過した日となります。

## 出席停止期間のめやす表 【インフルエンザ】

区分	発症日0日目	発症後1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例1 発症日から1日目に解熱した場合	発熱	解熱						
例2 発症日から2日目に解熱した場合	発熱		解熱					
例3 発症日から3日目に解熱した場合	発熱			解熱				

## 【新型コロナウイルス感染症】

区分	発症日0日目	発症後1日目	2日目	3日目	4日目	5日目 (症状軽快0日目)	6日目 (症状軽快1日目)	7日目
例1 発症日から1日目に症状軽快した場合	発症	症状軽快						
例2 発症日から5日目に症状軽快した場合	発症					症状軽快		

※インフルエンザ・新型コロナウイルスに同時に感染した場合は、両方の登園のめやすを満たすこと。

はちの木こども園様

## インフルエンザにおける療養報告書 組

- 1 診断を受けた医療機関: \_\_\_\_\_
- 2 診断日: 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 (診断型: A型 B型 不明) ※いずれかに○をつけてください。
- 3 登校再開日: 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

(登校再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。)

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日(発症日)を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日: ____ 月 ____ 日
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日(幼児にあうては3日)を経過している。 ⇒ 解熱した日: ____ 月 ____ 日

上記のとおり相違ありません。

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

※以下保護者記入

施設長 様		
新型コロナウイルス感染症における療養報告書		
組 氏名 _____		
1 受診 (自己検査の場合は記入不要)	(1) 診断日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
	(2) 医療機関名	
2 療養	(1) 発症日(※1) (無症状の場合は検体採取日)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
	(2) 症状軽快日(※2) (無症状の場合は記入不要)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
	(3) 登園再開日(※3)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

※1 発症日とは、一般的には、発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出始めた日。受診した場合には、医師が発症日を特定する。  
 ※2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。  
 ※3 登園のめやすは、発症日(無症状の場合は検体採取日)を0日目とし、翌日から数えて5日を経過し、かつ、症状軽快日を0日目として1日を経過していること。  
 ※ 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時に感染した場合は、両方の登園のめやすを満たすこと。  
 (インフルエンザの登園のめやす: 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過していること。)

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 保護者氏名 \_\_\_\_\_